

鳥取県 指定介護老人福祉施設等の入所における 優先的取り扱いに関する指針（入所選考指針）の一部改正について

平成27年3月19日
鳥取県長寿社会課

1 趣旨

介護保険法第8条第21項の改正と、それに関する介護保険法施行規則の改正に伴い、鳥取県指定介護老人福祉施設の入所における優先的な取り扱いに関する指針を次により一部改正する。

2 改正の手続き

鳥取県が市町村及び、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会に意見聴取を行い改正

3 改正内容

- (1) 平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の方に限定される一方で、やむを得ない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合の要介護1又は2の方に関しては特例的に施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められることを記載。
- (2) (1)の特例入所に際しては、市町村による適切な関与が求められることを記載。
- (3) その他必要な字句の変更。（痴呆→認知症など。）

4 施行年月日

平成27年4月1日